

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

岩手県人事委員会



人委職第155号
令和5年10月17日

岩手県議会議長 工藤 大輔 様
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会
委員長 渡辺 正和

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の状況	5
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定	15
(1) 給料表	15
(2) 初任給調整手当	15
(3) 期末手当及び勤勉手当	15
5 給与制度の改正等	16
(1) 在宅勤務等手当	16
(2) 給与制度のアップデート	16
(3) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当	16
III 公務運営に関する事項	17
1 人材の確保及び育成	17
(1) 有為な人材の確保	17
(2) 人材育成	19
2 勤務環境の整備	21
(1) 長時間勤務の解消	21
(2) 両立支援の推進	23
(3) 心身の健康管理	25
(4) ハラスメント対策	26
IV おわりに	27
別紙第2 勧告	29
附属資料	

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,547人であり、昨年 비해384人（2.3%）の減少となっている。

給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で229人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	令和5年 4月	令和4年 4月	比 較 増 減	区 分	令和5年 4月	令和4年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	16,547人	16,931人	△384人	研 究 職 給 料 表	184人	191人	△7人
行 政 職 給 料 表	4,658	4,702	△44	医 療 職 給 料 表 (1)	25	26	△1
公 安 職 給 料 表	2,071	2,074	△3	医 療 職 給 料 表 (2)	117	120	△3
教 育 職 給 料 表 (1)	3,112	3,206	△94	医 療 職 給 料 表 (3)	98	101	△3
教 育 職 給 料 表 (2)	6,282	6,511	△229				

- (注) 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（暫定再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定に基づき採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は42.8歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)適用者の45.1歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.6歳が最も低くなっている。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	令和5年 4月	令和4年 4月	比 較 増 減	区 分	令和5年 4月	令和4年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	42.8歳	43.0歳	△0.2歳	研 究 職 給 料 表	43.9歳	43.5歳	0.4歳
行 政 職 給 料 表	40.7	40.8	△0.1	医 療 職 給 料 表 (1)	44.6	43.1	1.5
公 安 職 給 料 表	37.6	37.6	0.0	医 療 職 給 料 表 (2)	43.0	43.3	△0.3
教 育 職 給 料 表 (1)	45.1	45.0	0.1	医 療 職 給 料 表 (3)	39.3	39.5	△0.2
教 育 職 給 料 表 (2)	45.1	45.4	△0.3				

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,182人と最も多く、次いで50歳から54歳までの3,157人となっている。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	令和5年4月		令和4年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	16,547人	100.0%	16,931人	100.0%	△384人	－%
19歳以下	93	0.6	105	0.6	△12	0.0
20歳～24歳	1,245	7.5	1,261	7.5	△16	0.0
25歳～29歳	1,886	11.4	1,836	10.8	50	0.6
30歳～34歳	1,635	9.9	1,536	9.1	99	0.8
35歳～39歳	1,316	8.0	1,389	8.2	△73	△0.2
40歳～44歳	1,755	10.6	1,846	10.9	△91	△0.3
45歳～49歳	2,278	13.8	2,511	14.8	△233	△1.0
50歳～54歳	3,157	19.1	3,242	19.2	△85	△0.1
55歳以上	3,182	19.2	3,205	18.9	△23	0.3

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は386,924円であり、昨年に比べ1,016円（0.3%）の減少となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は347,536円であり、昨年に比べ428円（0.1%）の減少となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	令和5年4月(A)	令和4年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	386,924円	387,940円	△1,016円	△0.3%
行政職給料表	347,536	347,964	△428	△0.1
公安職給料表	352,016	350,280	1,736	0.5
教育職給料表(1)	418,469	417,442	1,027	0.2
教育職給料表(2)	411,437	413,890	△2,453	△0.6
研究職給料表	388,425	383,414	5,011	1.3
医療職給料表(1)	832,149	825,621	6,528	0.8
医療職給料表(2)	368,542	370,837	△2,295	△0.6
医療職給料表(3)	329,845	329,945	△100	△0.0

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は21.0年で、昨年に比べ0.2年短くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の22.6年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.7年が最も短くなっている。

給料表別平均経験年数

区分	令和5年	令和4年	比較 増減	区分	令和5年	令和4年	比較 増減
	4月	4月			4月	4月	
全給料表	21.0年	21.2年	△0.2年	研究職給料表	21.1年	20.7年	0.4年
行政職給料表	19.8	19.9	△0.1	医療職給料表(1)	19.6	18.6	1.0
公安職給料表	17.0	17.1	△0.1	医療職給料表(2)	20.0	20.2	△0.2
教育職給料表(1)	22.4	22.4	0.0	医療職給料表(3)	16.7	17.0	△0.3
教育職給料表(2)	22.6	23.0	△0.4				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性58.2%、女性41.8%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区分	令和5年4月				令和4年4月				比較増減			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
全給料表	9,628	58.2	6,919	41.8	9,930	58.6	7,001	41.4	△302	△0.4	△82	0.4
行政職給料表	3,113	66.8	1,545	33.2	3,194	67.9	1,508	32.1	△81	△1.1	37	1.1
公安職給料表	1,839	88.8	232	11.2	1,857	89.5	217	10.5	△18	△0.7	15	0.7
教育職給料表(1)	1,727	55.5	1,385	44.5	1,813	56.6	1,393	43.4	△86	△1.1	△8	1.1
教育職給料表(2)	2,725	43.4	3,557	56.6	2,838	43.6	3,673	56.4	△113	△0.2	△116	0.2
研究職給料表	136	73.9	48	26.1	138	72.3	53	27.7	△2	△1.6	△5	△1.6
医療職給料表(1)	20	80.0	5	20.0	18	69.2	8	30.8	2	10.8	△3	△10.8
医療職給料表(2)	59	50.4	58	49.6	63	52.5	57	47.5	△4	△2.1	1	2.1
医療職給料表(3)	9	9.2	89	90.8	9	8.9	92	91.1	0	0.3	△3	△0.3

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.01%）であり、全区分において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	令和5年4月		令和4年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	12,807人	77.4%	13,105人	77.4%	△298人	0.0%
短 大 卒	730	4.4	747	4.4	△17	0.0
高 校 卒	3,009	18.2	3,076	18.2	△67	0.0
中 学 卒	1	0.0	3	0.0	△2	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所522（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の2,781人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、89.3%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で17.7%（昨年10.9%）、高校卒で13.6%（同15.3%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で49.7%（同31.5%）、高校卒で52.6%（同45.2%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で192,953円（同201,530円）、高校卒で166,722円（同164,190円）となっている。

（附属資料 第17表及び第18表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で49.8%（昨年36.2%）、課長級では40.7%（同27.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で7.8%（同9.9%）、課長級では11.6%（同13.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で82.5%（同86.7%）、課長級では70.6%（同81.7%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で28.0%（同30.0%）、課長級では22.0%（同24.7%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で5.4%（同4.7%）、課長級で5.5%（同8.1%）となっている。

給 与 改 定 の 状 況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	49.8%	7.8%	0.0%	42.5%
課 長 級	40.7%	11.6%	0.0%	47.7%

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	84.1%	82.5%	28.0%	5.4%	49.1%	1.6%	15.9%
課 長 級	73.0%	70.6%	22.0%	5.5%	43.1%	2.4%	27.0%

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では4.1%増加し、全国では3.5%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ136,530円、172,900円及び209,260円となっている。

(附属資料 第22表及び第23表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,836円（1.10%）下回っていた。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
351,454 円	347,618 円	3,836 円	1.10 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.49月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.40月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っていた。

民 間 に お け る 特 別 給 の 支 給 状 況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	359,076 円
	上半期 (A2)	361,169 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	794,868 円
	上半期 (B2)	824,249 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.21 月分
	上半期 (B2/A2)	2.28 月分
	計	4.49 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和4年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.6となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区 分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.6	100.0	99.8	96.8~100.4

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和4年4月1日現在の総務省公表値である(令和5年4月の指数は未公表)。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

2

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新卒線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

3

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

4

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

5

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)、大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円 (+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円 (+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

9

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討 10

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行った。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を3,869円(0.96%)下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表全体を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を3,836円(1.10%)下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.40月分)が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合(4.49月分)を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとする。

なお、本年度は12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降は、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当に均等になるよう配分することとする。

定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を 0.05 月分引き上げ、2.35 月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分し、支給期への配分については職員と同様とすることとする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分とすることが適当である。支給期への配分については職員と同様とすることとする。

5 給与制度の改正等

(1) 在宅勤務等手当

人事院においては、民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況も踏まえ、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告したところである。

本県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、公務において在宅勤務の働き方の導入が進められてきたところであるが、在宅勤務関連手当を支給する県内の民間事業所の割合等が全国の調査結果と異なる状況にあることや、在宅勤務時の適正な勤怠管理等の運用上の解決すべき課題もあることから、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の在宅勤務の運用状況も踏まえて手当の必要性等について検討する必要があると考える。(附属資料 第21表 参照)

(2) 給与制度のアップデート

人事院においては、社会や公務の変化に応じた人事管理が求められる中で、給与制度についても様々な側面からアップデートを図っていく必要があるとして、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」の3つの視点から、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示したところである。

本県においても、有為な人材確保のための取組や柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備等は重要な課題であることから、国の検討の進捗状況を注視しつつ、給与制度の見直しの必要性について検討する必要があると考える。

(3) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が本年5月8日に公布され、令和6年4月1日から勤勉手当の支給ができることとされたことから、同法の趣旨を踏まえ、職員との均衡を考慮して手当の支給月数や制度の詳細を検討する必要があると考える。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展など、複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員の確保・育成が重要である。

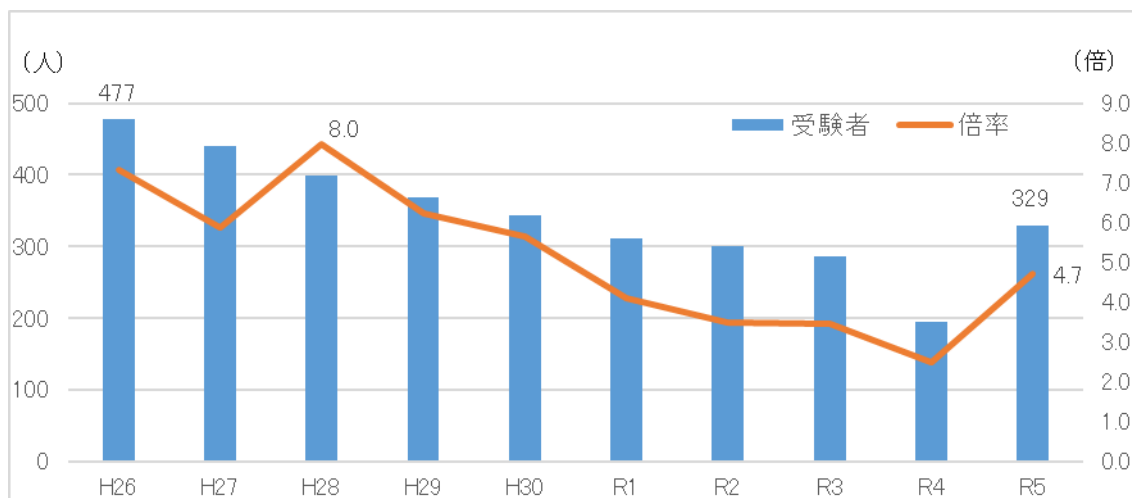
(採用試験受験者の状況)

受験者確保に向けて、本委員会では、様々な媒体を活用した広報活動による志望者の掘り起こしや、年齢上限の引上げなどの採用試験の見直しを行ってきたほか、任命権者においてもインターンシップの受入れや各種広報活動などの取組を行ってきたところである。

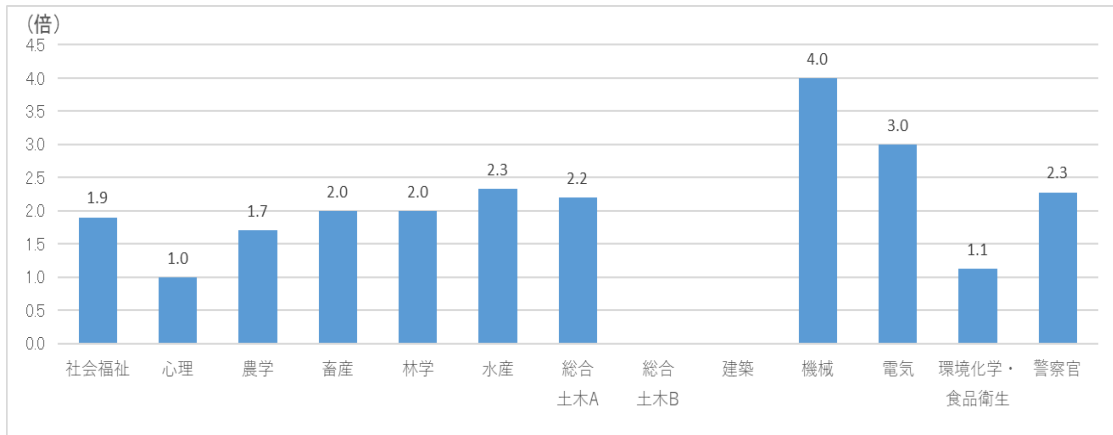
I種一般行政職（以下「一般行政職」という。）については、昨年度まで受験者数の減少傾向が継続している状況にあったことから、大学生の就職活動が早期化していることなどを踏まえ、これまでの6月の試験に加え、4月にも新たに試験を実施した結果、受験者数・受験倍率が上昇した。

一方で、I種専門職や警察官（以下「専門職等」という。）については、業務説明会等の実施に加え、OB・OG訪問の受入れなどにより受験者確保に取り組んできたが、受験倍率が2倍に達しない職種や採用予定者数を確保できない職種もあるなど依然として厳しい状況が続いている。

県職員試験（I種一般行政職）の受験倍率の推移



I種専門職・警察官採用試験の受験倍率（R5）



（今後の取組の方向性）

今後とも受験者の減少が継続する場合には、県の組織の適切な運営に多大な影響をもたらすことが強く懸念される。

本委員会としては、本年の採用試験の結果やこれまでの受験者確保のための取組を踏まえ、任命権者や地元大学とも連携しながら、「採用試験の見直しの検討」、「専門職を志望する学生等の確保」及び「受験者層に向けた広報活動の展開」に重点を置き、人材確保の取組を進めていく。

ア 採用試験の見直しの検討

一般行政職については、採用試験の見直しによる一定の効果があったことから、当該試験を継続していく。

専門職等については、一般行政職の採用試験の見直し内容も参考にするとともに、大学生の就職活動の状況等を踏まえながら、受験者の増加につながるよう採用試験の見直しを検討していく。

イ 専門職等を志望する学生等の確保

任命権者においては、インターンシップやOB・OG訪問の受入れに加え、大学を訪問しての業務説明会や県の施設見学と合わせた業務説明会を実施しているほか、都道府県等での職務経験を有する者を対象とした専門職等の確保を進めており、これらの取組の継続が必要と考える。

本委員会としても、専門職等の業務内容等を伝える先輩職員である「岩手県庁ナビゲータ」等を活用し、専門職等の仕事の内容ややりがい等についてきめ細やかに伝えるなど任命権者ととも、専門職等を志望する学生等の確保に取り組んでいく。

ウ 受験者層に向けた広報活動の展開

受験者層の多くが、職員募集ホームページから情報を得ている状況にあることから、受験者が必要とする情報のニーズ把握に努めながら、発信内容の一層の充実を図っていく。

また、オンラインセミナーや高校生を対象とした業務説明会は、県職員への志望を動機付ける機会であることから、継続して実施するほか、任命権者が行う選考採用情報について、引き続き職員募集ホームページを活用した情報発信を行うとともに、オンラインセミナーでの社会人向けの説明機会の拡充に取り組んでいく。

(障がいのある職員の採用・定着)

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を進めるとともに、障がいのある職員の更なる定着を促進するため、やりがいを感じ、いきいきと働くことができる職場環境の整備を進めており、これらの取組の継続が必要である。

本委員会では、採用選考の年齢上限の引上げなどの受験機会の拡大を図っており、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成

職員の育成は、複雑かつ多様化する行政課題、働き方やキャリア形成等に関する職員の意識の変化などを的確に捉え、体系的・計画的に推進することが重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、人材育成基本方針に基づく基本研修、選択研修、特別研修等により、新採用職員から管理監督者まで、体系的な人材育成を進めているほか、若手職員の指導を担う中堅職員の育成スキルの習得支援等にも取り組んでいる。

(任命権者への要請)

今後も、若手職員からベテラン職員まで、それまでに得た経験や培った能力を職務に十分に生かせるよう、職位に応じた研修を充実する必要がある。

特に若手職員が能力向上への意欲を高く持てるよう、選択研修等への参加を後押しする職場環境づくりにも取り組んでいく必要がある。

さらに、若手職員は、採用時や初めての異動後など、新たな業務への不安や悩みを抱えやすいことから、これらの職員を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

また、本県においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が推進される中、業務のデジタル化等に対応するため、デジタル技術の習得や知識の向上に取り組む必要がある。

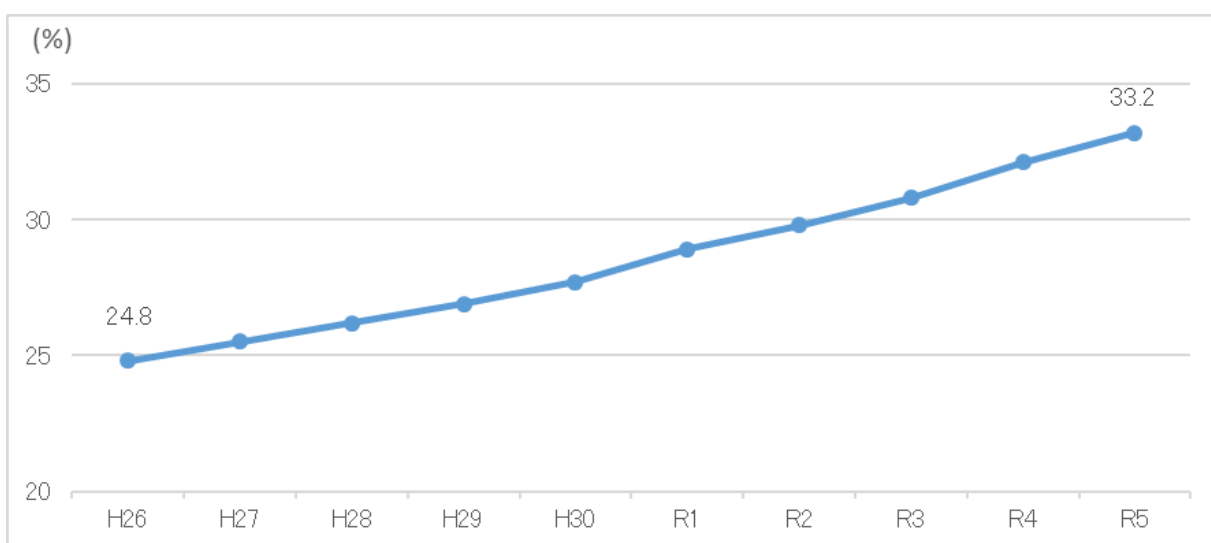
(女性職員の活躍推進)

本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は、令和5年度、全体で33.2%であり、女性職員の比率が高まっている。

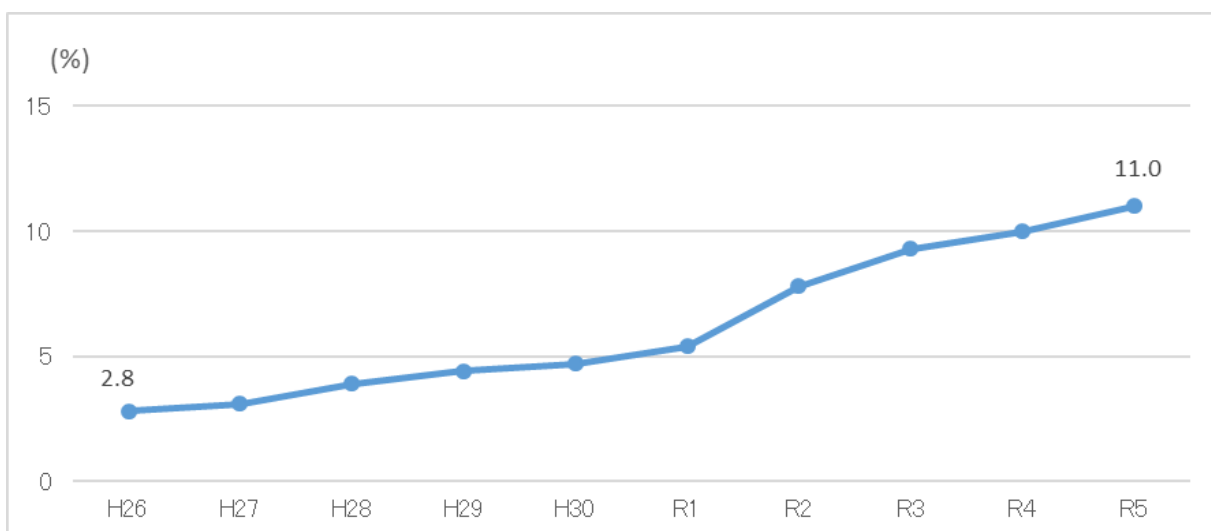
今後も女性職員の割合は増加し、管理職に占める女性職員の割合も増加することが見込まれる。

任命権者においては、女性リーダー養成やキャリア形成等に関する研修を一層充実するとともに、ジョブローテーションによる段階的な能力向上を図ることが望まれるほか、管理職の研修などにより、女性活躍に向けた職場環境づくりに取り組むことも重要である。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



行政職給料表適用者のうち管理的地位(総括課長級以上)にある職員に占める女性職員の割合



2 勤務環境の整備

県では、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期行政経営プランを策定し、出産・育児・介護など生活の状況や、組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、高いパフォーマンスを発揮し続けることを目指し、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。

こうした中、新型コロナウイルス感染症流行後、職員ひとり一台端末のノート化や通信環境の整備、電子決裁・文書管理システムの導入などにより、場所にとらわれない働き方が可能となるテレワーク環境の整備が進んだほか、在宅勤務制度や時差通勤の対象職員等の拡充、フレックスタイム制の導入など、柔軟な働き方にも取り組んできたところである。

これらの取組を踏まえながら、長時間勤務の解消や休暇の取得促進による働き方改革の推進や、両立支援、職員の健康管理、ハラスメント対策の取組を重点的に進め、良好な勤務環境の整備を一層推進していく必要がある。

また、こうした取組を進めることが、公務職場の魅力を高め、多様で有為な人材の確保にもつながるものとする。

(1) 長時間勤務の解消

全ての職員が十分な能力を発揮できるようにするためには、働き方改革を進め、総労働時間を削減する必要がある。そのためには、長時間勤務の解消とともに休暇の取得促進や業務の効率化を進めていく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や、職員の働き方に係る意識改革推進等の取組を進めてきたところである。

加えて、電子決裁・文書管理システムの本格運用が始まるなど、デジタル技術等を活用した業務の効率化も進められているところである。

しかしながら、こうした取組を進めてはいるが、令和4年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、警察本部において減少したものの、知事部局及び教育委員会においては増加しているほか、特に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、上限規制の制度導入以来増加しており、改善に至っていない。

(任命権者への要請)

任命権者においては、これまでの長時間勤務の解消に向けた各種取組を継続して実施するとともに、加えてデジタル技術を活用した業務の効率化や省力化に取り組んでいく必要がある。

また、本委員会において、上限規制導入後の現状を踏まえ、特に他律的部署における改善を図るため、上限を超えて超過勤務を命じられた職員に共通する主な業務内容の分析調査を実施したところ、割合の高かった業務内容は「県議会対応業務」、「新型コロナウイルス感染症対応業務」、「予算・会計関係業務」及び「人事・給与関係業務」であった。

県議会対応業務については、これまでも県議会の御理解と御協力により、質問通告の一部早期化等の改善がなされてきたところであるが、県議会対応業務の改善を通じた長時間勤務の縮減が進むよう、任命権者においては業務の効率化を図るとともに、引き続き県議会の御理解と御協力を求めていくことも必要と考える。

予算・会計関係業務や人事・給与関係業務については、任命権者において業務内容の分析を行い、第2期行政経営プランに基づき、改善に向け業務の効率化を図っていく必要がある。

こうした取組によってもなお、恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等に加え、上記調査結果等に基づいた取組の実施により現状が改善されるよう、任命権者との意見交換を行いながら、制度の趣旨に基づいた指導・助言を継続して行っていく。

また、事業場調査を通じて、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考える事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むようきめ細かく支援するなど、労働基準監督機関として適切な指導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：時間)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15.7	16.1	15.5	15.5	15.6

(注) 1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員1人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

(教育職員の長時間勤務の解消)

教育委員会では、「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務に対する教育職員の充実感等の向上を目指した具体的取組を進めてきたところであり、特に月100時間以上の長時間勤務の職員数は着実に減少してきている。

今後も、同プランの実現に向け、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、教育職員の長時間勤務の解消と健康の保持増進に向けた取組を一層推進していく必要がある。

加えて、文部科学省においては、令和6年度からの3年間で学校の働き方改革の集中改革期間として取り組むこととしたところであり、教育委員会においても令和6年度以降の教育職員の働き方改革の実現に向けた取組を検討し、一層の改善を図っていく必要がある。

(休暇の取得促進)

一部の職員を除き公務員には適用されないが、労働基準法により、年5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられている趣旨を踏まえ、任命権者においては、職員の健康の保持増進を図る観点からも、引き続き年次休暇の計画的な取得を促進していく必要がある。

また、人事院においては、夏季休暇の使用可能期間の拡大措置について報告したところであるが、本県においても、7月から9月までの使用可能期間内に取得することが困難な状況が一部の職員に生じていることから、使用可能期間の拡大について実態を踏まえた検討を行う必要がある。

(2) 両立支援の推進

両立支援の推進については、仕事と育児・介護等の両立支援のため、休暇制度等の整備・拡充と併せて、休暇を取得しやすい職場環境の整備等にも取り組んできたところである。

一方、近年、ワーク・ライフ・バランスに対する意識が高まったことや働き方に対するニーズの多様化に目が向けられるようになったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い新しい働き方が広く認識されるようになったことなどから、より柔軟な働き方を推進する施策が求められている。フレックスタイム制等による柔軟な働き方は、育児・介護等のために時間制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスに資するだけでなく、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を可能とするものである。

(任命権者の取組)

任命権者においては、両立支援の制度や情報を集約したハンドブック等に、令和4年10月から創設された、いわゆる産後パパ育休等の新しい制度を加え、育児休業制度の周知に努めてきたほか、男性職員の育児取得体験談の紹介による職員の意識醸成や、管理職員への直接的な働きかけを行いながら育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んできている。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率は、任命権者により差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇しており、特に、警察本部においては、令和3年度18.8%から令和4年度77.6%と4倍以上の大きな伸びとなっている。

加えて、職員が働きながら個々の事情に応じたライフスタイルとの両立ができるよう、時差通勤の拡充や休憩時間の弾力化、育児・介護等を行う職員を対象としたフレックスタイム制や在宅勤務制度の導入など、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる環境も整備されてきたところである。

(任命権者への要請)

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」においては、男性地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率の政府目標を、令和7年までに1週間以上の取得率85%、令和12年までに2週間以上の取得率85%に引き上げられたことも踏まえ、取得率の向上とともに、職員が希望どおりの期間を取得できるように取り組む必要がある。

また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる環境の整備を推進するため、人事院が本年の勧告・報告で言及したフレックスタイム制の拡充や勤務間インターバルの導入について、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度の拡充等の必要性を含めた検討に取り組む必要がある。

(人事委員会の対応)

「こども未来戦略方針」における育児支援策を含め、仕事と生活の両立支援を推進するため、本委員会としても、国及び他の都道府県の動向等を注視し、より柔軟な働き方の在り方を検討していく。

男女別の育児休業の取得率の推移

(単位：%)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局等	7.8	100.0	16.7	100.0	36.8	100.0	46.8	100.0	78.8	100.0
教育委員会	0.0	100.0	2.9	100.0	5.1	100.0	6.5	100.0	12.3	100.0
警察本部	—	100.0	—	100.0	5.4	100.0	18.8	100.0	77.6	100.0

(注) 1 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表資料から引用した。

2 知事部局等とは教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値、教育委員会は事務局職員を除く数値、警察本部は一般職員を除く警察官の数値である。

3 知事部局等の令和 4 年度の取得率は、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合であり、令和 3 年度までの集計方法と異なるもの。

(3) 心身の健康管理

職員が仕事と家庭の両立を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、組織として職員の健康に配慮していくこと、更には経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践するという健康経営を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェックや個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化予防を図ってきたところであり、知事部局では若年層の職員向けに、健康に関わる相談ができる関係づくりを目的とした健康交流会を実施しているほか、昨年度からはストレスチェックのオンライン実施を導入し、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち、精神疾患を原因とする職員は令和 4 年度においても 7 割を超えているほか、知事部局では若年層の職員の割合が増加している。

(任命権者への要請)

これらを踏まえ、任命権者においては、長時間勤務職員に対する健康確保措置、ストレスチェックの効果的な活用、メンタルヘルス不調者等の相談の充実に引き続き努めるとともに、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、その円滑な復帰支援のための訓練など個々の実情に応じた適切な対策を講じていく必要がある。

加えて、将来、本県の公務運営を支える若年層の職員において、精神疾患による療養者数が増加している状況を踏まえ、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、過労死等の防止の観点からも、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

長期療養者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A. 長期療養者	118	149	137	141	161
B. うち精神疾患による長期療養者	67	104	93	101	119
B/A	56.8%	69.8%	67.9%	71.6%	73.9%

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。
2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

このことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の職責は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責務がある。

また、ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりがハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

(任命権者等の取組)

任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、管理職員に対しては研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性を意識付けるとともに、「コンプライアンス確立の日」等を活用した職員に対する意識啓発を継続して行い、職員一人ひとりがハラスメント防止意識の醸成を図ることができるように取り組んでいる。

また、相談窓口体制の強化や相談受付方法の拡充など、職員がより相談しやすい環境を整備しながら、問題の解決にあたっている。

一方、本委員会が設置する苦情相談窓口に対する職員からの相談件数は、近年20件程度で推移していたところ、令和4年度は40件と大きく増加し、ハラスメントに関する苦情相談割合も、相談全体の6割を占めるようになっている。

各任命権者が設置する相談窓口に対しても、令和4年度は前年度の約1.7倍のハラスメントに関する相談が寄せられている。

(任命権者への要請)

任命権者においては、継続して、管理職員に対するハラスメント対策における役割の重要性についての意識付けを行うとともに、職員への意識啓発等、ハラスメントの発生防止対策に努める必要がある。

特に、事態を悪化させないためには迅速な対応が重要となることから、早期にその兆候を把握できるよう相談窓口の強化・周知に一層努める必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者に対して必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している相談窓口の周知を継続して行い、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップに努め、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と連携し、的確な問題解決につなげていく。

また、ハラスメント防止に係る啓発映像の放送研修や啓発教材の貸出し等職員の意識啓発にも取り組みながら、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
A. 受理件数	22	22	20	24	40	128
B. うちハラスメント関係	7	11	13	11	24	66
B/A	31.8%	50.0%	65.0%	45.8%	60.0%	51.6%

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給については初任給を始め若年層に重点を置いた給料表全体の引上げ改定を、特別給については期末手当及び勤勉手当の双方について引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始め県が直面する様々な課題に対し、各分野において日々職務に全力を挙げて精励していると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるものである。

また、職員の適正な処遇の確保は、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と併せ、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保につながるとともに、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を415,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 5 年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.6月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1 月分と

すること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,400	209,700	242,900	273,900	298,000	326,000	368,800	414,000	464,000	527,800
	2	164,500	211,400	244,500	275,600	300,100	328,200	371,400	416,400	467,100	530,700
	3	165,700	213,100	245,900	277,100	302,100	330,400	373,800	418,900	470,200	533,800
	4	166,800	214,700	247,300	278,700	304,000	332,400	376,200	421,300	473,200	537,000
	5	167,900	216,200	248,500	280,200	305,900	334,400	378,100	423,200	476,200	540,100
	6	169,000	218,000	250,100	281,900	307,700	336,500	380,700	425,400	479,300	542,400
	7	170,100	219,700	251,600	283,700	309,300	338,400	383,000	427,500	482,300	544,900
	8	171,200	221,400	253,000	285,600	310,900	340,300	385,500	429,700	485,400	547,400
	9	172,200	222,900	254,200	287,300	312,500	342,200	387,900	431,600	488,100	549,800
	10	173,700	224,500	255,600	289,200	314,800	344,200	390,600	433,700	491,300	551,600
	11	175,000	226,000	257,100	291,000	317,000	346,200	393,200	435,900	494,300	553,400
	12	176,300	227,500	258,400	292,800	319,000	348,300	395,800	437,800	497,400	555,300
	13	177,500	228,800	259,700	294,700	321,000	350,100	398,100	439,500	500,100	557,000
	14	179,000	230,300	260,900	296,300	323,000	352,100	400,400	441,300	502,500	558,500
	15	180,500	231,800	262,100	297,700	325,000	354,000	402,700	443,200	504,800	559,800
	16	182,100	233,200	263,300	299,100	326,900	355,900	405,000	445,100	507,100	560,900
	17	183,200	234,700	264,600	300,600	328,800	357,700	406,800	447,000	509,100	562,200
	18	184,700	236,200	265,900	302,600	330,800	359,700	408,700	448,800	510,500	563,200
	19	186,100	237,700	267,200	304,700	332,700	361,500	410,600	450,600	512,000	564,100
	20	187,500	239,100	268,500	306,500	334,600	363,400	412,500	452,300	513,500	565,000
	21	188,800	240,300	269,900	308,200	336,400	365,300	414,300	454,100	514,700	565,900
	22	191,100	241,900	271,400	310,100	338,400	367,200	416,100	455,600	516,100	
	23	193,300	243,500	273,100	312,000	340,400	369,200	417,900	457,100	517,600	
	24	195,600	244,900	274,600	313,900	342,300	371,100	419,700	458,600	519,100	
	25	197,800	245,900	276,200	315,600	343,700	373,000	421,300	460,000	520,200	
	26	199,500	247,400	277,900	317,600	345,700	374,900	422,800	461,300	521,300	
	27	201,000	248,700	279,500	319,600	347,600	376,800	424,400	462,600	522,500	
	28	202,500	249,800	281,100	321,500	349,500	378,800	425,900	463,800	523,700	
	29	204,000	250,900	282,800	323,200	351,100	380,300	427,400	464,800	524,800	
	30	205,500	251,900	284,300	325,300	353,000	382,100	428,600	465,500	525,700	
	31	206,900	252,800	285,800	327,300	354,800	383,900	429,900	466,300	526,600	
	32	208,300	253,800	287,300	329,300	356,700	385,500	431,100	467,000	527,500	
	33	209,700	254,700	288,400	330,500	358,500	387,200	432,300	467,700	528,300	
	34	211,000	255,600	290,000	332,500	360,300	388,600	433,600	468,600	529,200	
	35	212,300	256,400	291,600	334,500	362,000	390,100	435,000	469,300	529,900	
	36	213,700	257,300	293,100	336,500	363,700	391,500	436,200	469,900	530,400	
	37	215,000	258,000	294,500	338,400	365,100	392,900	437,400	470,400	531,100	
	38	216,200	259,100	296,100	340,300	366,400	394,100	438,200	471,000	531,700	
	39	217,400	260,200	297,700	342,200	367,800	395,300	439,000	471,600	532,500	
	40	218,500	261,400	299,300	344,100	369,200	396,300	439,800	472,200	533,100	
	41	219,600	262,500	300,800	346,000	370,300	397,400	440,400	472,700	533,600	
	42	220,700	263,700	302,500	347,900	371,200	398,600	441,100	473,200		
	43	221,700	264,800	304,000	349,700	372,200	399,700	441,800	473,600		
	44	222,700	265,900	305,500	351,500	373,300	400,900	442,500	473,900		
	45	223,700	267,000	307,100	353,000	374,100	401,600	443,300	474,200		
	46	224,600	268,100	308,700	354,400	375,000	402,300	444,100			
	47	225,500	269,200	310,300	355,800	375,900	403,000	444,500			
	48	226,400	270,300	311,900	357,400	376,700	403,700	445,300			

	49	227,300	271,300	312,800	358,900	377,500	404,200	445,800		
	50	228,200	272,300	314,300	359,700	378,400	404,800	446,200		
	51	229,100	273,300	315,800	360,700	379,200	405,300	446,600		
	52	230,000	274,200	317,400	361,700	379,900	405,700	447,000		
	53	230,800	275,100	319,000	362,600	380,600	406,100	447,400		
	54	231,700	276,000	320,600	363,700	381,300	406,400	447,800		
	55	232,700	276,900	322,100	364,600	382,000	406,700	448,200		
	56	233,500	277,800	323,700	365,600	382,700	407,000	448,500		
	57	233,800	278,700	325,100	366,500	383,200	407,300	448,800		
	58	234,600	279,700	326,300	367,300	383,800	407,600	449,200		
	59	235,300	280,600	327,400	368,000	384,400	407,900	449,500		
	60	235,900	281,500	328,500	368,600	385,100	408,200	449,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	236,500	282,500	329,200	369,000	385,500	408,500	450,100		
	62	237,200	283,500	330,100	369,600	386,200	408,800			
	63	237,800	284,400	330,900	370,300	386,800	409,100			
	64	238,300	285,300	331,700	371,000	387,400	409,400			
	65	238,800	285,800	332,500	371,300	387,800	409,700			
	66	239,300	286,500	332,900	372,000	388,400	410,000			
	67	239,900	287,200	333,600	372,700	389,000	410,300			
	68	240,500	288,100	334,300	373,300	389,700	410,600			
	69	241,000	289,200	335,100	373,600	390,100	410,800			
	70	241,500	290,000	335,800	374,200	390,600	411,100			
	71	242,000	290,800	336,500	374,900	391,100	411,400			
	72	242,500	291,600	337,100	375,500	391,700	411,800			
	73	243,000	292,300	337,600	375,800	392,000	412,000			
	74	243,500	292,800	338,200	376,400	392,400	412,300			
	75	243,900	293,200	338,700	377,100	392,800	412,600			
	76	244,400	293,600	339,300	377,700	393,200	412,800			
	77	244,900	293,800	339,600	378,200	393,500	413,000			
	78	245,400	294,100	340,100	378,700	393,800				
	79	245,900	294,300	340,500	379,300	394,100				
	80	246,400	294,600	340,900	379,800	394,300				
	81	246,800	294,800	341,300	380,300	394,500				
	82	247,400	295,000	341,800	380,900	394,800				
	83	247,800	295,300	342,300	381,400	395,100				
	84	248,200	295,500	342,800	381,700	395,300				
	85	248,600	295,800	343,100	382,100	395,500				
	86	249,000	296,100	343,500	382,600	395,800				
	87	249,400	296,400	344,000	383,000	396,100				
	88	249,800	296,700	344,500	383,400	396,300				
	89	250,200	297,000	344,800	383,800	396,500				
	90	250,700	297,400	345,200	384,300	396,800				
	91	251,000	297,700	345,700	384,700	397,100				
	92	251,300	298,100	346,100	385,100	397,300				
	93	251,600	298,300	346,300	385,400	397,500				
	94		298,500	346,700	385,900	397,800				
	95		298,800	347,200	386,300	398,100				
	96		299,200	347,600	386,700	398,300				
	97		299,500	347,800	387,000	398,500				
	98		299,800	348,200	387,500					
	99		300,200	348,600	387,900					
	100		300,600	348,900	388,300					

101		300,800	349,200	388,600						
102		301,100	349,600							
103		301,500	350,000							
104		301,800	350,400							
105		302,000	350,900							
106		302,300	351,300							
107		302,700	351,700							
108		303,000	352,100							
109		303,200	352,600							
110		303,600	353,000							
111		304,000	353,300							
112		304,300	353,600							
113		304,500	354,100							
114		304,700								
115		305,000								
116		305,400								
117		305,600								
118		305,800								
119		306,100								
120		306,400								
121		306,800								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		307,900								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,400	218,100	258,500	278,100	293,300	319,000	361,200	394,700	446,400	527,500

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,600	205,700	229,700	267,500	305,100	329,300	354,900	388,000	428,800
	2	191,400	207,400	231,800	269,000	306,900	331,500	357,100	390,200	430,600
	3	193,300	209,200	233,600	270,400	308,600	333,500	359,300	392,200	432,500
	4	195,000	211,100	235,400	271,900	310,500	335,500	361,300	394,100	434,400
	5	196,400	213,000	237,400	273,400	312,000	337,500	363,200	395,800	435,900
	6	198,300	215,100	238,900	274,700	313,800	339,000	365,200	397,800	437,500
	7	200,200	217,400	240,500	275,900	315,700	340,600	367,200	399,600	439,100
	8	202,100	219,600	242,100	277,100	317,600	342,100	369,000	401,400	440,600
	9	203,700	221,600	244,000	278,100	319,300	343,600	370,800	403,200	442,000
	10	205,400	223,700	245,600	279,300	321,300	345,800	372,800	405,100	443,700
	11	207,100	225,800	247,300	280,600	323,300	348,100	374,800	407,100	445,300
	12	208,800	227,600	248,800	281,700	325,300	350,100	376,800	409,100	446,800
	13	210,600	229,400	250,600	282,800	327,200	351,900	378,600	410,700	447,700
	14	212,600	231,300	252,500	284,100	328,900	353,900	380,700	412,900	449,300
	15	214,700	233,000	254,300	285,100	330,400	355,800	382,700	414,900	451,100
	16	216,700	234,600	256,100	286,100	331,900	357,700	384,700	417,000	452,900
	17	218,800	236,500	257,400	286,800	333,400	359,700	386,300	418,700	454,400
	18	220,700	237,900	258,900	288,200	335,600	361,700	388,300	420,300	456,200
	19	222,600	239,300	260,500	289,600	337,800	363,600	390,200	421,900	458,100
	20	224,500	240,800	261,900	290,900	339,900	365,600	392,300	423,500	459,800
	21	226,400	242,400	263,300	291,900	341,600	367,300	394,000	425,100	461,400
	22	228,200	243,900	264,100	292,900	343,400	369,300	396,100	426,700	463,100
	23	229,900	245,500	264,900	294,100	345,200	371,100	398,100	428,100	464,700
	24	231,400	247,100	265,800	295,200	347,100	373,000	400,100	429,500	466,500
	25	233,300	248,700	266,700	296,100	349,000	374,700	401,700	430,600	468,100
	26	234,700	250,400	267,800	297,600	351,000	376,700	403,700	432,000	469,500
	27	236,000	252,000	269,000	299,300	352,900	378,700	405,700	433,500	471,000
	28	237,400	253,500	269,900	300,800	354,700	380,800	407,800	435,100	472,300
	29	239,200	254,500	270,700	302,400	356,500	382,600	409,300	436,400	473,500
	30	240,900	256,000	271,700	304,100	358,700	384,700	411,100	438,100	474,200
	31	242,500	257,500	272,800	305,800	360,500	386,700	412,800	439,700	474,900
	32	244,000	258,900	273,700	307,600	362,400	388,700	414,500	441,300	475,600
	33	245,500	260,200	274,200	308,900	363,800	390,600	416,100	442,700	476,100
	34	247,200	261,200	275,400	310,500	365,800	392,700	417,600	444,400	476,900
	35	248,800	262,100	276,400	312,200	367,700	394,700	419,100	446,200	477,600
	36	250,500	263,000	277,400	313,800	369,800	396,600	420,500	447,800	478,200
	37	251,500	264,000	278,100	315,400	371,700	398,300	421,700	449,000	478,500
	38	253,000	265,200	279,000	316,900	373,800	399,700	423,300	449,900	479,200
	39	254,500	266,300	279,800	318,400	375,700	401,000	424,800	450,600	479,700
	40	255,900	267,100	280,600	319,900	377,700	402,400	426,200	451,300	480,200
	41	257,100	268,100	281,400	321,200	379,700	403,400	427,700	451,700	480,700
	42	258,000	269,100	282,400	322,700	381,800	404,500	429,000	452,300	481,100
	43	259,000	270,100	283,300	324,200	383,800	405,500	430,200	453,000	481,500
	44	259,800	270,900	284,100	325,800	385,800	406,500	431,400	453,600	481,900
	45	260,600	271,500	284,900	327,300	387,500	407,600	432,400	454,400	482,200
	46	261,600	272,600	286,200	329,000	389,200	408,800	433,100	455,100	
	47	262,500	273,500	287,400	330,700	390,900	409,900	433,900	455,600	
	48	263,100	274,600	288,700	332,300	392,500	411,000	434,800	456,100	

	49	263,700	275,300	290,100	333,700	393,700	412,300	435,300	456,700
	50	264,600	276,200	291,700	335,100	394,700	413,100	435,700	457,000
	51	265,500	277,200	293,000	336,600	395,700	413,900	436,100	457,300
	52	266,400	278,000	294,300	338,200	396,700	414,500	436,400	457,700
	53	267,000	278,800	295,800	339,700	397,800	415,000	436,700	458,100
	54	268,200	279,500	297,300	341,300	398,900	415,700	437,100	458,300
	55	269,000	280,300	298,700	342,900	400,000	416,400	437,400	458,600
	56	270,100	281,100	300,100	344,500	401,200	417,000	437,700	458,800
	57	270,800	281,800	301,300	345,500	402,500	417,700	438,000	459,200
	58	271,600	283,100	302,900	347,200	403,300	418,100	438,300	459,400
	59	272,300	284,300	304,600	348,800	404,100	418,700	438,600	459,600
	60	273,000	285,700	305,900	350,400	404,700	419,300	438,900	459,800
	61	273,600	287,000	307,200	352,000	405,200	419,700	439,200	460,200
	62	274,200	288,400	308,700	353,700	405,900	420,300	439,500	
	63	274,900	289,600	310,100	355,300	406,600	420,800	439,800	
	64	275,500	291,000	311,400	357,100	407,300	421,300	440,100	
	65	276,200	292,300	312,700	358,600	407,600	421,800	440,400	
	66	277,200	293,400	314,400	360,200	408,300	422,400	440,700	
	67	278,200	294,600	315,800	361,700	409,000	422,900	441,000	
	68	279,000	295,700	317,200	363,200	409,500	423,400	441,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	279,900	297,100	318,500	364,400	409,900	423,800	441,500	
	70	281,100	298,500	319,900	365,800	410,400	424,100	441,800	
	71	282,200	299,800	321,200	367,100	411,000	424,400	442,100	
	72	283,500	300,900	322,600	368,600	411,600	424,700	442,300	
	73	284,500	302,000	323,400	369,700	412,100	425,000	442,500	
	74	285,500	303,200	324,900	370,900	412,500	425,300	442,800	
	75	286,500	304,300	326,400	372,100	413,000	425,600	443,100	
	76	287,500	305,400	328,100	373,300	413,500	425,900	443,400	
	77	288,500	306,300	329,900	374,600	414,000	426,100	443,600	
	78	289,600	307,700	331,600	375,800	414,500	426,400		
	79	290,600	308,900	333,200	377,000	415,100	426,700		
	80	291,200	310,200	334,900	378,200	415,600	426,900		
	81	292,200	311,400	336,500	379,300	416,000	427,100		
	82	293,200	312,900	338,100	380,500	416,600	427,400		
	83	294,100	314,000	339,700	381,600	417,100	427,700		
	84	294,900	315,300	341,300	382,800	417,300	427,900		
	85	296,000	316,200	342,700	383,900	417,600	428,100		
	86	297,100	317,500	344,200	384,500	418,100	428,400		
	87	298,000	318,800	345,800	385,000	418,400	428,700		
	88	299,000	320,300	347,200	385,500	418,700	428,900		
	89	300,000	321,800	348,500	386,100	419,000	429,100		
	90	301,200	323,400	349,700	386,700	419,400	429,400		
	91	302,300	324,800	350,900	387,300	419,800	429,700		
	92	303,400	326,300	352,200	387,900	420,200	429,900		
	93	303,900	327,500	353,500	388,200	420,500	430,100		
	94	305,000	328,800	355,000	388,700	420,900	430,400		
	95	306,100	330,100	356,600	389,400	421,300	430,700		
	96	307,400	331,400	358,000	389,900	421,700	430,900		
	97	308,500	332,600	359,300	390,300	422,000	431,100		
	98	309,700	334,000	360,500	390,700	422,400			
	99	310,900	335,200	361,600	391,300	422,800			
	100	312,200	336,400	362,800	391,800	423,200			

101	313,300	337,800	363,900	392,200	423,500					
102	314,300	338,700	365,000	392,700	423,900					
103	315,300	339,700	366,100	393,300	424,300					
104	316,300	340,800	367,300	393,800	424,700					
105	317,100	341,900	368,500	394,100	424,900					
106	317,700	343,000	369,000	394,500						
107	318,300	344,000	369,600	395,000						
108	318,900	345,100	370,200	395,300						
109	319,400	346,300	370,800	395,600						
110	319,900	347,300	371,300	396,100						
111	320,300	348,300	371,800	396,600						
112	320,800	349,200	372,300	397,100						
113	321,600	350,100	372,700	397,400						
114	322,400	351,000	373,100	397,900						
115	323,100	352,000	373,700	398,400						
116	323,700	353,000	374,200	398,900						
117	324,300	354,000	374,600	399,200						
118	325,100	354,400	375,100	399,700						
119	325,800	355,000	375,700	400,200						
120	326,600	355,700	376,200	400,800						
121	327,200	356,000	376,400	401,200						
122	327,500	356,400	376,900	401,700						
123	328,000	356,900	377,400	402,100						
124	328,500	357,300	377,800	402,600						
125	328,800	357,700	378,400	403,000						
126		358,100	378,900							
127		358,600	379,400							
128		359,000	379,900							
129		359,400	380,200							
130		359,800	380,700							
131		360,200	381,200							
132		360,600	381,700							
133		360,800	382,000							
134		361,300	382,500							
135		361,700	382,900							
136		362,000	383,300							
137		362,300	383,600							
138		362,700	384,100							
139		363,200	384,600							
140		363,700	385,100							
141		364,000	385,400							
142		364,500								
143		365,000								
144		365,500								
145		365,800								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	244,700	256,500	260,600	292,200	308,900	323,200	347,000	382,600	414,600	

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,600	221,500	277,200	340,500	422,400
	2	180,100	223,200	279,500	342,600	424,300
	3	181,700	224,700	281,900	344,600	426,100
	4	183,200	226,200	284,000	346,600	427,700
	5	184,800	227,900	286,200	348,600	429,200
	6	186,800	229,300	288,400	350,200	430,700
	7	188,600	230,500	290,700	351,900	432,500
	8	190,500	231,800	292,800	353,400	434,400
	9	192,200	233,500	294,900	354,900	436,100
	10	194,300	235,200	297,200	356,900	437,900
	11	196,300	236,900	299,500	358,900	439,800
	12	198,400	238,600	301,700	360,900	441,600
	13	200,400	240,100	303,900	362,800	443,300
	14	202,500	242,100	305,700	364,700	445,200
	15	204,600	244,000	307,500	366,500	447,100
	16	206,700	245,900	309,200	368,100	449,000
	17	209,000	247,600	310,900	369,800	450,700
	18	211,100	250,100	313,100	371,600	452,500
	19	213,300	252,500	315,200	373,400	454,300
	20	215,200	254,900	317,500	375,200	456,100
	21	217,400	257,300	319,500	376,800	457,800
	22	219,100	259,800	321,800	378,700	459,500
	23	220,600	262,100	324,000	380,500	461,400
	24	222,100	264,300	326,300	382,200	463,100
	25	223,600	266,500	328,500	383,500	464,800
	26	224,800	268,800	330,800	385,300	466,400
	27	226,000	271,200	332,900	387,100	468,100
	28	227,400	273,300	334,900	389,000	469,600
	29	228,700	275,600	336,900	390,900	471,100
	30	230,200	277,900	338,300	392,700	472,400
	31	231,800	280,200	339,800	394,600	473,700
	32	233,200	282,300	341,400	396,500	475,000
	33	234,600	284,400	342,900	398,100	476,200
	34	236,300	286,600	344,900	399,800	476,900
	35	238,200	288,700	347,000	401,500	477,600
	36	239,700	290,700	348,900	403,200	478,300
	37	241,100	292,800	350,800	404,400	478,900
	38	242,600	294,500	352,700	405,800	
	39	244,100	296,300	354,600	407,200	
	40	245,600	298,000	356,500	408,600	
	41	247,100	299,400	358,500	410,200	
	42	248,400	301,400	360,400	411,600	
	43	249,600	303,300	362,300	413,000	
	44	250,700	305,300	364,200	414,400	
	45	251,800	307,300	366,000	415,800	
	46	253,000	309,500	367,900	417,100	
	47	254,200	311,700	369,900	418,600	
	48	255,200	313,900	371,800	420,100	

	49	256,400	316,000	373,400	421,700
	50	257,700	318,400	375,200	423,200
	51	258,900	320,600	377,100	424,800
	52	260,200	322,700	379,100	426,300
	53	261,300	324,800	381,000	428,000
	54	262,500	326,300	382,800	429,500
	55	263,800	327,900	384,500	431,100
	56	264,800	329,400	386,100	432,700
	57	266,000	331,100	387,600	434,300
	58	266,700	333,100	389,200	435,800
	59	267,700	335,100	390,900	437,000
	60	268,700	337,100	392,500	438,200
	61	269,600	338,900	393,700	439,400
	62	270,400	340,900	395,100	440,700
	63	271,200	342,900	396,500	442,000
	64	272,000	344,800	397,800	443,200
	65	273,100	346,500	399,000	444,400
	66	274,500	348,600	400,200	445,700
	67	275,800	350,600	401,600	446,900
	68	277,100	352,600	402,900	448,100
	69	278,300	354,400	404,200	449,300
	70	279,500	356,300	405,500	450,500
	71	280,700	358,300	406,900	451,700
	72	281,900	360,200	408,100	452,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	283,000	361,800	409,300	454,000
	74	284,000	363,700	410,700	454,600
	75	285,000	365,500	412,200	455,100
	76	285,900	367,400	413,500	455,600
	77	286,800	369,300	414,700	456,100
	78	287,700	371,000	415,900	
	79	288,600	372,600	417,200	
	80	289,500	374,200	418,600	
	81	290,300	375,600	419,900	
	82	291,500	377,100	421,100	
	83	292,500	378,500	422,100	
	84	293,500	379,900	423,400	
	85	294,500	381,000	424,600	
	86	295,500	382,400	425,800	
	87	296,500	383,800	427,000	
	88	297,500	385,100	428,000	
	89	298,600	386,300	429,100	
	90	299,700	387,600	430,100	
	91	300,900	388,700	431,100	
	92	301,900	390,000	432,100	
	93	302,400	391,200	433,000	
	94	303,400	392,300	433,800	
	95	304,500	393,500	434,700	
	96	305,700	394,700	435,500	
	97	306,700	396,100	436,300	
	98	307,800	397,100	436,700	
	99	308,800	398,100	437,100	
	100	309,800	399,100	437,500	

101	310,600	400,000	437,900		
102	311,800	401,100	438,200		
103	312,800	402,200	438,500		
104	313,800	403,300	438,700		
105	314,400	404,000	439,000		
106	315,300	404,900	439,300		
107	316,100	405,800	439,600		
108	316,900	406,700	439,800		
109	317,600	407,500	440,000		
110	318,000	408,400	440,300		
111	318,400	409,200	440,600		
112	318,900	410,000	440,800		
113	319,400	410,600	441,000		
114	319,800	411,300	441,300		
115	320,300	412,100	441,600		
116	320,700	412,800	441,800		
117	321,200	413,400	442,000		
118	321,800	413,900			
119	322,200	414,300			
120	322,700	414,700			
121	323,200	415,000			
122	323,600	415,300			
123	324,100	415,600			
124	324,600	415,800			
125	325,200	416,000			
126	325,500	416,300			
127	325,800	416,600			
128	326,100	416,800			
129	326,300	417,000			
130	326,600	417,300			
131	326,900	417,600			
132	327,200	417,800			
133	327,400	418,000			
134	327,600	418,300			
135	327,800	418,600			
136	328,100	418,800			
137	328,400	419,000			
138	328,600	419,300			
139	328,900	419,600			
140	329,200	419,800			
141	329,400	420,000			
142	329,600	420,300			
143	329,900	420,600			
144	330,100	420,800			
145	330,400	421,000			
146	330,600				
147	330,900				
148	331,200				
149	331,400				
150	331,600				
151	331,900				
152	332,200				
153	332,400				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	237,100	277,800	306,700	335,200	420,300

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,600	194,900	277,200	305,800	412,100
	2	180,100	197,000	279,500	308,400	413,700
	3	181,700	199,200	281,900	311,200	415,200
	4	183,200	201,400	284,000	313,700	416,600
	5	184,800	203,500	286,200	316,000	417,900
	6	186,800	205,600	288,400	318,100	419,300
	7	188,600	207,700	290,700	320,200	420,700
	8	190,500	209,900	292,800	322,300	422,100
	9	192,200	212,100	294,900	324,400	423,600
	10	194,300	214,500	297,200	326,600	425,000
	11	196,300	216,800	299,500	328,900	426,400
	12	198,400	219,100	301,700	331,200	427,700
	13	200,400	221,500	303,900	333,500	429,000
	14	202,500	223,200	305,700	335,300	430,400
	15	204,600	224,700	307,500	337,100	431,800
	16	206,700	226,200	309,200	338,800	433,200
	17	209,000	227,900	310,900	340,500	434,400
	18	211,100	229,300	313,100	342,600	435,800
	19	213,300	230,500	315,200	344,600	437,000
	20	215,200	231,800	317,500	346,600	438,300
	21	217,400	233,500	319,500	348,600	439,400
	22	219,100	235,200	321,800	350,200	440,600
	23	220,600	236,900	324,000	351,900	441,900
	24	222,100	238,600	326,300	353,400	443,200
	25	223,600	240,100	328,500	354,900	444,500
	26	224,700	242,100	330,800	356,700	445,800
	27	225,800	244,000	332,900	358,400	446,800
	28	227,000	245,900	334,900	360,200	447,900
	29	228,600	247,600	336,900	361,800	449,100
	30	230,100	250,100	338,300	363,400	449,900
	31	231,600	252,500	339,800	365,000	450,700
	32	233,100	254,900	341,400	366,500	451,600
	33	234,400	257,300	342,900	367,800	452,500
	34	236,000	259,800	344,900	369,400	453,000
	35	237,800	262,100	347,000	370,900	453,500
	36	239,200	264,300	348,900	372,600	454,000
	37	240,500	266,500	350,700	374,300	454,500
	38	241,900	268,800	352,400	375,800	
	39	243,300	271,200	354,100	377,100	
	40	244,700	273,300	355,700	378,500	
	41	246,000	275,600	357,200	379,700	
	42	247,400	277,900	359,000	381,100	
	43	248,600	280,200	360,600	382,500	
	44	249,900	282,300	362,200	384,000	
	45	251,200	284,400	363,900	385,400	
	46	252,500	286,600	365,600	387,000	
	47	253,700	288,700	366,900	388,500	
	48	254,800	290,700	368,400	390,000	

	49	256,000	292,800	369,600	391,400
	50	257,300	294,500	371,100	392,900
	51	258,600	296,300	372,700	394,300
	52	259,600	298,000	374,200	395,600
	53	260,700	299,400	375,600	396,800
	54	262,100	301,400	377,100	398,100
	55	263,100	303,300	378,600	399,200
	56	264,100	305,300	380,100	400,300
	57	265,100	307,300	381,500	401,600
	58	266,200	309,500	382,900	402,800
	59	267,200	311,700	384,200	404,000
	60	268,200	313,900	385,500	405,200
	61	269,100	316,000	386,400	406,300
	62	269,800	318,400	387,600	407,300
	63	270,500	320,600	388,700	408,600
	64	271,100	322,700	389,900	409,800
	65	271,800	324,800	390,700	411,000
	66	273,000	326,300	391,800	412,200
	67	274,200	327,900	392,800	413,300
	68	275,300	329,400	393,800	414,400
	69	276,600	331,100	394,900	415,400
	70	278,000	333,100	395,900	416,600
	71	279,200	335,100	397,000	417,800
	72	280,400	337,100	398,100	419,000
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	281,200	338,900	399,100	419,600
	74	282,100	340,900	400,200	420,400
	75	283,200	342,800	401,400	421,100
	76	284,200	344,700	402,400	421,600
	77	285,100	346,400	403,300	421,900
	78	286,100	348,300	404,200	422,300
	79	287,200	350,000	405,200	422,700
	80	288,000	351,700	406,200	423,200
	81	288,800	353,500	407,000	423,500
	82	289,600	355,200	407,800	423,900
	83	290,400	356,600	408,500	424,300
	84	291,300	358,300	409,300	424,600
	85	292,200	359,500	410,000	424,900
	86	293,000	361,100	410,800	425,300
87	293,700	362,600	411,500	425,700	
88	294,500	364,100	412,300	426,000	
89	295,400	365,400	412,900	426,300	
90	296,300	366,700	413,600	426,600	
91	297,200	368,100	414,100	426,900	
92	297,900	369,500	414,800	427,100	
93	298,200	370,900	415,200	427,300	
94	298,900	372,200	415,600		
95	299,600	373,400	415,900		
96	300,400	374,500	416,200		
97	301,100	375,500	416,400		
98	301,900	376,500	416,700		
99	302,700	377,500	417,000		
100	303,400	378,400	417,200		

101	304,100	379,300	417,400
102	304,500	380,300	417,700
103	304,900	381,200	418,000
104	305,300	382,100	418,200
105	305,500	382,900	418,400
106	305,800	383,800	418,700
107	306,100	384,700	419,000
108	306,300	385,600	419,200
109	306,500	386,400	419,400
110	306,700	387,300	419,700
111	307,000	388,200	420,000
112	307,300	389,300	420,200
113	307,500	389,900	420,400
114	307,700	390,800	420,700
115	307,900	391,700	421,000
116	308,200	392,600	421,200
117	308,500	393,400	421,400
118	308,700	394,100	
119	309,000	394,900	
120	309,300	395,700	
121	309,500	396,300	
122	309,700	397,100	
123	309,900	397,800	
124	310,200	398,500	
125	310,500	399,100	
126		399,800	
127		400,400	
128		401,000	
129		401,700	
130		402,300	
131		402,800	
132		403,300	
133		403,600	
134		403,900	
135		404,200	
136		404,500	
137		404,800	
138		405,100	
139		405,400	
140		405,700	
141		406,000	
142		406,300	
143		406,600	
144		406,900	
145		407,100	
146		407,400	
147		407,700	
148		407,900	
149		408,100	
150		408,400	
151		408,700	
152		408,900	

	153		409,100			
	154		409,400			
	155		409,700			
	156		409,900			
	157		410,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		228,200	274,500	301,800	328,400	410,200

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,800	211,800	294,100	341,900	395,000
	2	164,900	214,900	296,500	344,000	397,800
	3	166,100	217,700	298,800	345,900	400,400
	4	167,200	220,200	301,200	347,600	403,200
	5	168,300	222,700	303,300	349,300	405,300
	6	169,600	224,400	305,200	350,900	408,000
	7	170,900	226,100	307,000	352,300	410,700
	8	172,200	228,100	308,700	353,500	413,500
	9	173,200	230,000	310,500	355,000	416,000
	10	175,000	232,200	312,800	356,900	418,600
	11	176,600	234,600	315,000	358,900	421,300
	12	178,300	236,600	317,400	360,700	424,000
	13	179,700	238,700	319,200	362,500	426,600
	14	181,600	241,100	321,600	364,300	429,300
	15	183,500	243,600	324,000	365,900	432,100
	16	185,600	245,900	326,300	367,400	434,800
	17	187,300	248,100	328,500	368,900	437,400
	18	189,400	250,600	330,800	370,900	439,900
	19	191,600	253,200	332,700	372,600	442,400
	20	193,600	255,700	334,600	374,500	444,800
	21	195,700	258,100	336,600	376,000	447,300
	22	197,700	260,500	338,000	377,900	449,900
	23	199,700	262,700	339,300	379,600	452,500
	24	201,500	264,900	340,700	381,400	454,800
	25	203,300	267,200	342,300	382,800	457,100
	26	205,600	269,600	344,000	384,500	459,400
	27	207,700	271,800	345,800	386,400	461,900
	28	209,800	273,900	347,400	388,300	464,300
	29	211,900	276,200	349,100	390,000	466,800
	30	213,000	278,300	350,700	391,900	469,400
	31	214,300	280,300	352,100	393,800	471,900
	32	215,700	282,100	353,400	395,600	474,300
	33	217,400	283,800	354,600	397,100	476,600
	34	219,100	285,800	356,000	398,900	479,000
	35	220,900	287,800	357,300	400,500	481,500
	36	222,500	289,700	358,700	402,300	484,000
	37	224,000	291,400	359,900	403,500	486,400
	38	226,000	292,500	361,100	404,900	488,900
	39	227,900	293,600	362,300	406,300	491,400
	40	229,600	294,700	363,500	407,700	493,900
	41	231,300	295,700	364,200	409,000	496,200
	42	232,900	296,400	365,300	410,300	498,400
	43	234,600	296,900	366,500	411,800	500,600
	44	236,200	297,500	367,600	413,400	502,900
	45	237,700	298,000	368,800	414,600	504,500
	46	239,200	298,900	370,000	415,800	506,000
	47	240,700	299,900	371,200	417,400	507,600
	48	242,100	300,800	372,300	418,900	509,100

	49	243,500	301,800	373,300	420,200	510,800
	50	245,300	302,800	374,600	421,600	512,200
	51	246,900	303,700	375,900	423,100	513,700
	52	248,300	304,600	377,100	424,500	515,200
	53	249,500	305,600	377,800	425,900	516,300
	54	251,100	306,600	378,900	427,300	517,500
	55	252,700	307,400	379,800	428,700	518,700
	56	254,100	308,200	380,600	430,100	519,900
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	57	255,400	308,600	381,300	431,200	520,800
	58	256,600	309,300	382,000	432,500	521,800
	59	257,500	310,200	382,700	433,900	522,800
	60	258,400	310,900	383,400	435,300	523,800
	61	259,300	311,600	384,000	436,100	525,000
	62	260,100	312,600	384,700	437,000	525,900
	63	260,900	313,600	385,500	438,000	526,600
	64	261,700	314,500	386,300	438,900	527,300
	65	262,500	315,300	386,900	439,800	528,100
	66	263,400	316,200	387,700	440,600	528,900
	67	264,100	317,100	388,400	441,200	529,700
	68	264,700	318,000	389,200	442,000	530,500
	69	265,300	318,900	389,800	442,400	531,200
	70	266,300	319,900	390,500	443,000	532,000
	71	267,500	320,900	391,200	443,500	532,800
	72	268,500	321,900	391,900	444,000	533,600
	73	269,700	322,400	392,600	444,500	534,300
	74	270,900	323,500	393,200		
	75	272,000	324,600	393,800		
	76	273,000	325,600	394,500		
	77	274,000	326,700	395,200		
	78	275,000	327,700	395,800		
	79	276,000	328,600	396,400		
	80	276,900	329,500	397,000		
	81	277,900	330,400	397,600		
	82	279,000	331,200	398,200		
	83	280,100	331,900	398,800		
	84	281,100	332,500	399,400		
	85	282,000	333,000	399,900		
	86	282,900	333,600	400,500		
	87	283,800	334,100	401,000		
	88	284,500	334,500	401,700		
	89	285,300	334,800	402,100		
	90	286,400	335,300	402,600		
	91	287,400	335,800	403,100		
	92	288,400	336,200	403,800		
	93	289,300	336,500	404,200		
	94	290,300	336,900	404,700		
	95	291,300	337,300	405,200		
	96	292,200	337,700	405,900		
	97	292,500	338,200	406,300		
	98	293,400	338,700	406,800		
	99	294,100	339,200	407,300		
	100	295,000	339,700	408,000		

	101	295,900	340,200	408,400		
	102	296,500	340,700			
	103	297,200	341,200			
	104	297,900	341,700			
	105	298,400	342,200			
	106	298,900	342,500			
	107	299,400	343,000			
	108	299,900	343,400			
	109	300,100	343,900			
	110	300,500	344,400			
	111	300,800	344,900			
	112	301,000	345,300			
	113	301,300	345,800			
	114	301,600	346,200			
	115	301,900	346,700			
	116	302,200	347,100			
	117	302,500	347,600			
	118	302,800	348,000			
	119	303,000	348,400			
	120	303,300	348,800			
	121	303,600	349,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		220,400	262,000	287,000	329,900	389,100

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	297,300	339,700	394,300	467,400

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,500	204,400	238,100	261,000	289,900	333,300	376,700
	2	169,900	206,100	239,400	262,100	291,700	335,300	379,400
	3	171,300	207,600	240,700	263,300	293,700	337,300	382,000
	4	172,700	209,000	241,900	264,400	295,700	339,200	384,600
	5	174,100	210,500	243,100	265,600	297,500	341,000	386,900
	6	175,900	211,700	244,300	266,900	299,500	343,000	389,600
	7	177,600	212,900	245,400	268,000	301,300	345,000	392,300
	8	179,200	214,100	246,600	269,000	303,200	347,100	395,000
	9	180,800	215,600	247,500	270,100	305,000	348,900	397,100
	10	182,500	217,100	248,600	270,800	306,700	351,000	399,300
	11	184,100	218,600	249,900	271,500	308,200	353,000	401,600
	12	186,100	220,100	251,000	272,300	309,800	355,000	403,800
	13	187,500	221,500	252,300	273,300	311,500	356,500	405,800
	14	189,300	223,000	253,500	274,300	313,400	358,600	407,800
	15	191,300	224,500	254,800	275,400	315,500	360,500	409,800
	16	193,100	226,100	256,000	276,500	317,300	362,500	411,800
	17	195,000	227,400	256,800	277,700	319,100	364,300	413,700
	18	196,300	228,700	258,000	279,200	321,000	366,300	415,600
	19	197,800	230,100	259,100	280,800	322,900	368,400	417,500
	20	199,200	231,400	260,200	282,400	324,800	370,300	419,300
	21	200,400	232,500	261,400	284,000	326,600	372,000	421,100
	22	201,900	233,600	262,200	285,600	328,500	374,000	422,700
	23	203,300	234,800	263,000	287,200	330,300	376,000	424,400
	24	204,700	235,900	263,800	288,800	332,200	378,000	425,900
	25	206,300	237,000	264,800	290,400	333,900	379,500	427,400
	26	207,300	238,200	265,800	291,900	335,900	381,300	428,700
	27	208,400	239,400	266,800	293,500	337,800	383,100	430,000
	28	209,500	240,500	267,800	295,100	339,600	384,800	431,300
	29	210,700	241,500	269,000	296,400	340,900	386,500	432,600
	30	211,800	242,800	270,500	297,900	342,700	388,000	433,800
	31	212,900	244,300	272,000	299,400	344,400	389,500	435,100
	32	214,100	245,500	273,400	300,900	346,300	391,100	436,200
	33	215,500	246,500	274,600	302,500	348,000	392,400	437,400
	34	216,800	247,800	276,200	304,100	349,800	393,700	438,600
	35	218,100	248,700	277,700	305,700	351,600	395,000	439,800
	36	219,300	249,900	279,200	307,300	353,400	396,100	441,000
	37	220,300	251,200	280,500	308,600	355,000	397,200	442,300
	38	221,300	252,200	281,900	310,200	356,800	398,300	443,100
	39	222,300	253,300	283,300	311,700	358,400	399,400	443,500
	40	223,400	254,300	284,600	313,300	360,000	400,600	444,200
	41	224,300	255,200	285,700	314,900	361,200	401,400	444,700
	42	225,100	256,000	287,100	316,500	362,300	402,200	445,100
	43	225,900	256,800	288,500	318,100	363,500	403,000	445,600
	44	226,800	257,600	289,800	319,600	364,700	403,800	446,000
	45	227,700	258,400	291,200	320,500	365,700	404,200	446,400
	46	228,600	259,600	292,800	321,900	366,500	404,800	446,800
	47	229,500	260,800	294,300	323,500	367,600	405,300	447,200
	48	230,400	262,000	295,700	325,100	368,700	405,700	447,500

	49	231,100	263,300	296,900	326,500	369,700	406,100	447,800
	50	232,100	264,600	298,400	327,800	370,700	406,400	448,200
	51	233,000	265,700	299,700	329,000	371,700	406,700	448,500
	52	233,800	266,700	301,300	330,200	372,600	407,000	448,800
	53	234,100	267,700	302,600	331,200	373,400	407,300	449,100
	54	234,900	268,800	304,000	332,200	374,200	407,600	
	55	235,500	269,900	305,400	333,200	375,100	407,900	
	56	236,200	271,100	306,700	334,200	375,900	408,200	
	57	236,800	271,800	307,700	334,700	376,400	408,500	
	58	237,400	272,900	308,900	335,600	377,200	408,800	
	59	237,900	274,000	310,100	336,400	378,100	409,100	
	60	238,400	274,900	311,600	337,300	378,900	409,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	239,000	275,700	312,900	338,000	379,300	409,700	
	62	239,500	276,700	314,100	338,300	380,000	410,000	
	63	240,100	277,600	315,300	338,800	380,700	410,300	
	64	240,700	278,500	316,500	339,400	381,300	410,600	
	65	241,200	279,400	317,800	340,000	381,700	410,800	
	66	241,700	280,400	318,600	340,700	382,300		
	67	242,300	281,300	319,300	341,400	383,000		
	68	242,800	282,200	320,000	342,000	383,600		
	69	243,300	283,100	320,600	342,700	384,000		
	70	243,800	284,100	321,300	343,200	384,500		
	71	244,200	285,200	322,000	343,800	385,000		
	72	244,700	286,200	322,700	344,500	385,500		
	73	245,200	286,800	323,300	344,800	386,100		
	74	245,700	287,300	323,500	345,400	386,600		
	75	246,200	287,800	324,000	345,900	387,200		
	76	246,700	288,600	324,500	346,400	387,800		
	77	247,100	289,500	325,100	346,900	388,300		
	78	247,400	290,100	325,600	347,400	388,800		
	79	247,700	290,700	326,100	347,900	389,400		
	80	247,900	291,200	326,500	348,300	389,900		
	81	248,100	291,700	327,100	348,600	390,200		
	82	248,400	292,200	327,600	348,900	390,700		
	83	248,700	292,600	328,000	349,300	391,100		
	84	248,900	292,900	328,500	349,600	391,500		
	85	249,100	293,100	329,000	350,100	391,900		
	86		293,300	329,400	350,400	392,400		
	87		293,500	329,600	350,700	392,800		
	88		293,700	329,900	351,000	393,200		
	89		294,100	330,300	351,400	393,600		
	90		294,300	330,700	351,700	394,100		
	91		294,500	331,100	352,100	394,500		
	92		294,700	331,500	352,400	394,900		
	93		295,100	331,800	352,800	395,300		
	94		295,300	332,000	353,100	395,800		
	95		295,500	332,400	353,400	396,200		
	96		295,800	332,700	353,700	396,600		
	97		296,100	333,000	354,000	397,000		
	98		296,300	333,300	354,400			
	99		296,500	333,600	354,800			
	100		296,800	333,900	355,200			

	101		297,100	334,100	355,800			
	102		297,300	334,400	356,200			
	103		297,500	334,800	356,600			
	104		297,800	335,000	357,000			
	105		298,100	335,200	357,500			
	106			335,400				
	107			335,800				
	108			336,000				
	109			336,200				
	110			336,600				
	111			337,000				
	112			337,400				
	113			337,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		191,400	218,200	246,700	260,200	285,600	326,800	369,500

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,900	212,700	255,700	274,700	296,300	335,800
	2	186,300	214,600	257,100	275,600	297,900	337,800
	3	187,900	216,600	258,600	276,400	299,500	339,800
	4	189,300	218,500	260,100	277,200	301,100	341,800
	5	190,800	220,500	261,300	277,800	302,400	343,800
	6	192,300	222,400	262,100	278,700	304,100	346,000
	7	193,800	224,200	262,900	279,400	305,700	348,000
	8	195,300	225,900	263,600	280,300	307,400	350,000
	9	196,500	227,600	264,300	281,200	309,000	351,500
	10	198,200	229,000	265,000	281,800	310,400	353,500
	11	199,900	230,400	265,800	282,700	311,600	355,400
	12	201,400	231,300	266,500	283,600	312,900	357,500
	13	202,800	232,700	267,400	284,500	314,100	359,400
	14	204,800	233,700	268,300	285,400	315,800	361,400
	15	206,900	234,700	269,100	286,400	317,400	363,400
	16	208,900	235,600	270,000	287,300	319,000	365,400
	17	211,000	236,700	270,500	288,300	320,500	367,300
	18	213,000	238,100	271,300	289,300	322,000	369,400
	19	215,100	239,600	272,100	290,300	323,500	371,500
	20	217,100	240,700	272,900	291,400	325,000	373,500
	21	219,000	241,800	273,600	292,700	326,400	375,200
	22	220,800	243,400	274,300	294,100	327,800	377,300
	23	222,500	245,100	275,000	295,400	329,300	379,500
	24	224,200	246,500	275,800	296,600	330,700	381,500
	25	225,500	247,700	276,700	297,700	332,100	383,400
	26	226,800	249,100	277,400	299,100	333,500	385,000
	27	227,900	250,500	278,200	300,500	335,000	386,800
	28	228,900	251,800	279,000	301,900	336,400	388,600
	29	230,100	253,200	280,000	302,900	337,500	390,400
	30	230,900	254,200	281,100	304,300	339,000	392,100
	31	231,700	255,000	282,500	305,600	340,400	394,000
	32	232,400	255,700	283,700	306,800	341,900	395,700
	33	233,500	256,600	285,000	308,000	343,400	397,400
	34	234,700	257,500	286,300	309,400	344,900	399,100
	35	235,800	258,400	287,400	310,800	346,500	401,000
	36	236,800	259,100	288,600	312,200	348,000	402,700
	37	237,900	259,800	290,000	313,600	349,600	404,300
	38	239,200	260,700	291,100	314,900	351,200	406,000
	39	240,500	261,600	292,200	316,300	352,700	407,800
	40	241,700	262,500	293,300	317,700	354,200	409,600
	41	242,500	262,900	294,300	319,200	355,400	411,100
	42	243,500	263,700	295,500	320,600	357,000	412,700
	43	244,500	264,500	296,700	322,000	358,500	414,200
	44	245,500	265,200	297,900	323,400	359,900	415,500
	45	246,500	266,000	299,000	324,200	361,300	416,600
	46	247,600	266,700	300,300	325,600	362,300	417,700
	47	248,500	267,400	301,600	327,000	363,700	418,800
	48	249,300	268,100	302,900	328,500	365,000	420,000

	49	250,100	268,800	304,000	329,600	366,300	421,300
	50	251,000	269,600	305,200	330,900	367,800	422,400
	51	251,900	270,300	306,400	332,200	369,100	423,700
	52	252,700	271,200	307,700	333,500	370,400	424,800
	53	253,300	272,100	309,100	334,900	371,900	426,000
	54	254,200	273,300	310,400	336,200	373,100	427,000
	55	255,200	274,400	311,700	337,500	374,200	428,100
	56	256,000	275,600	313,000	338,800	375,400	429,200
	57	256,700	276,800	313,800	339,700	376,500	430,300
	58	257,600	278,200	315,000	341,000	377,400	430,800
	59	258,200	279,500	316,200	342,200	378,500	431,400
	60	259,000	280,800	317,600	343,500	379,400	431,800
	61	259,700	282,100	318,700	344,500	380,000	432,400
	62	260,400	283,300	320,000	345,500	380,800	432,900
	63	261,100	284,400	321,200	346,600	381,600	433,300
	64	261,800	285,500	322,400	347,800	382,400	433,800
	65	262,400	286,500	323,700	348,900	383,100	434,400
	66	263,100	287,700	325,000	350,100	383,800	434,800
	67	263,800	288,900	326,200	351,300	384,600	435,100
	68	264,400	289,900	327,400	352,300	385,300	435,400
	69	265,000	291,000	328,100	353,300	385,900	435,800
	70	265,600	292,400	329,200	354,300	386,500	
	71	266,400	293,700	330,300	355,400	387,200	
	72	267,200	294,900	331,200	356,600	387,800	
	73	268,400	295,900	332,300	357,400	388,500	
	74	269,500	297,200	333,000	358,500	389,000	
	75	270,500	298,400	334,200	359,600	389,700	
	76	271,600	299,600	335,300	360,600	390,200	
	77	272,500	301,000	336,400	361,300	390,600	
	78	273,400	302,200	337,600	362,100	391,200	
	79	274,300	303,400	338,700	362,900	391,700	
	80	275,200	304,600	339,800	363,600	392,000	
	81	276,000	305,100	340,900	364,200	392,300	
	82	276,900	306,300	342,000	364,700	392,800	
定年前	83	277,800	307,400	343,000	365,300	393,200	
再任用	84	278,400	308,500	344,100	365,800	393,500	
短時間	85	279,100	309,600	345,100	366,400	393,800	
勤務職	86	279,900	310,800	346,100	367,000	394,300	
員以外	87	280,600	312,100	347,000	367,600	394,800	
の職員	88	281,300	313,200	348,000	368,100	395,200	
	89	282,100	314,300	348,900	368,500	395,500	
	90	282,900	315,500	349,700	368,900	395,900	
	91	283,700	316,700	350,500	369,500	396,400	
	92	284,500	317,800	351,300	370,000	396,800	
	93	285,300	318,600	351,900	370,300	397,200	
	94	286,300	319,300	352,500	370,800	397,600	
	95	287,200	320,000	353,200	371,200	398,100	
	96	288,100	320,600	353,800	371,500	398,500	
	97	288,700	321,100	354,200	372,100	398,900	
	98	289,400	321,400	354,600	372,600	399,300	
	99	290,000	322,100	355,100	373,100	399,800	
	100	290,900	322,700	355,600	373,600	400,200	

101	291,700	323,100	356,100	374,200	400,700
102	292,500	323,700	356,500	374,700	401,100
103	293,300	324,300	357,000	375,200	401,600
104	294,100	324,800	357,400	375,600	402,000
105	294,700	325,200	357,700	376,200	402,400
106	295,200	325,700	358,200	376,700	
107	295,700	326,200	358,600	377,200	
108	296,100	326,700	358,900	377,700	
109	296,300	327,100	359,400	378,400	
110	296,600	327,500	359,900	378,800	
111	296,800	327,800	360,400	379,300	
112	297,100	328,100	360,900	379,800	
113	297,400	328,400	361,400	380,400	
114	297,600	328,800	361,900		
115	297,900	329,200	362,400		
116	298,100	329,500	362,800		
117	298,400	329,700	363,200		
118	298,700	330,000	363,600		
119	299,000	330,400	364,100		
120	299,400	330,600	364,600		
121	299,700	330,800	365,000		
122	300,100	331,100	365,500		
123	300,400	331,400	366,000		
124	300,800	331,700	366,500		
125	301,000	331,900	366,900		
126	301,200	332,200			
127	301,500	332,600			
128	301,900	332,800			
129	302,100	333,100			
130	302,400	333,300			
131	302,800	333,700			
132	303,200	333,900			
133	303,400	334,200			
134	303,700	334,600			
135	304,100	335,000			
136	304,400	335,400			
137	304,600	335,700			
138	304,900	336,100			
139	305,300	336,500			
140	305,600	336,900			
141	305,800	337,200			
142	306,200	337,600			
143	306,600	337,900			
144	306,900	338,300			
145	307,100	338,600			
146	307,300	339,000			
147	307,600	339,400			
148	308,000	339,800			
149	308,200	340,100			
150	308,400	340,500			
151	308,700	340,900			
152	309,000	341,300			

	153	309,400	341,600				
	154	309,600					
	155	309,800					
	156	310,100					
	157	310,400					
	158	310,800					
	159	311,100					
	160	311,400					
	161	311,800					
	162	312,100					
	163	312,400					
	164	312,700					
	165	313,100					
	166	313,400					
	167	313,700					
	168	314,000					
	169	314,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,200	258,700	266,000	276,200	292,700	330,200

別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	406,000
2	465,000
3	527,000
4	608,000
5	707,000
6	807,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	339,000
2	374,000
3	402,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	383,000
2	431,000
3	481,000
4	544,000
5	620,000
6	724,000
7	846,000